



三重県公報

令和2年5月29日 (金)

第 110 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
人 事 委 規 則			
	三重県人事委員会規則7-4 (職員の特殊勤務手当に関する規則) の一部を改正する規則	(人 事 委 員 会)	2
	三重県人事委員会規則7-8 (職員の通勤手当に関する規則) の一部を改正する規則	(同)	2
人事委・教育委規則			
2	公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会・教育委員会)	3
企業庁管理規程			
9	三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	5
告 示			
340	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障 が い 福 祉 課)	6
341	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	8
342	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(同)	8
343	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	9
344	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	9
345	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	11
346	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	12
347	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	12
348	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	12
349	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の廃止の届出	(同)	13
350	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	13
351	同伴	(同)	14
352	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	15
公 告			
	令和2年第1回三重県財政状況の公表	(財 政 課)	16
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	16
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	16

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年五月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain '別表第六 (第十二条関係) 廃棄物等現場指導業務手当' and a table with '適用範囲' and '支給額'. The '改正後' table includes a specific amount '日額 四〇〇円' for item 4, which is not present in the '改正前' table.

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年五月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則七十八（職員の通勤手当に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Both columns contain '第十六条の二 条例第十三条第五項の人事委員会規則' and text regarding '事由' (reasons) for commuting allowances. The '改正後' table includes a specific reason '月の中途において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例...）' which is not present in the '改正前' table.

<p>例第一号。次条第二項第二号において「派遣条例」という。）第二条第一項の規定若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。次条第二項第二号において「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。次条第二項第二号において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合その他人事委員会がこれらに準ずると認める場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十六条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）</p>	<p>例第一号。第十六条の三第二項第二号及び第十六条の四第二項において「派遣条例」という。）第二条第一項の規定若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。第十六条の三第二項第二号及び第十六条の四第二項において「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第十六条の三第二項第二号及び第十六条の四第二項において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合その他人事委員会がこれらに準ずると認める場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。</p>
<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>第十六条の四 (略)</p>	<p>第十六条の四 (略)</p>
<p>2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p>	<p>2 月の中途において法第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣条例第二条第一項の規定若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合その他人事委員会がこれらに準ずると認める場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。
- 令和二年四月一日前にこの規則による改正前の職員の通勤手当に関する規則第十六条の二第一項第三号に掲げる事由の生じた職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

人 事 委 員 会 規 則 教 育 委 員 会
--

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年五月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
 三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則
三重県教育委員会規則 第二号

公立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十五年 ^{三重県人事委員会規則} _{三重県教育委員会規則} 第一号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第十七条の二 条例第十六条第五項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三月の中途において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。次条第二項第二号において「特例法」という。）第二十六条第一項に規定する休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号。次条第二項第二号において「派遣条例」という。）第二条第一項の規定若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。次条第二項第二号において「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。次条第二項第二号において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の六第一項の規定により停職にされ、又は勤務時間条例第十七条第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられた場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第十七条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。）</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十七条の四 （略）</p> <p>2 月 の 中 途 に お い て 派 遣 等 と な っ た 場 合 （ 次 項 に 規 定 す る 場 合 そ の 他 県 委 員 会 が 人 事 委 員 会 と 協 議 し て こ れ ら に 準 ず る と 認 め る 場 合 に 該 当 し て い る</p>	<p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第十七条の二 条例第十六条第五項の規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三月の中途において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「特例法」という。）第二十六条第一項に規定する休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三重県条例第一号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「派遣条例」という。）第二条第一項の規定若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第十七条の三第二項第二号及び第十七条の四第二項において「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、法第二十九条の規定により停職にされ、又は勤務時間条例第十七条第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられた場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなることと</p> <p>き。</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十七条の四 （略）</p> <p>2 月 の 中 途 に お い て 法 第 二 十 八 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 休 職 に さ れ 、 法 第 五 十 五 条 の 二 第 一 項 だ だ し 書 に 規 定 す る 許 可 を 受 け 、 特 例 法 第 二 十 六 条 第 一</p>

<p>ときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合にあっては、その日の属する月)から開始する。</p>	<p>項に規定する休業をし、派遣条例第二条第一項の規定若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし、法第二十九条の規定により停職にされ、又は勤務時間条例第十七条第一号の規定により福利厚生等休暇を与えられた場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合その他県委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める場合にあっては、その日の属する月)から開始する。</p>
3 (略)	3 (略)

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。
- 令和二年四月一日前にこの規則による改正前の公立学校職員の通勤手当に関する規則第十七条の二第一項第二号に掲げる事由の生じた職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

企業庁管理規程

三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和二年五月二十九日

三重県企業庁長 喜 多 正 幸

三重県企業庁管理規程第九号

三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する管理規程 三重県企業庁会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程(令和二年三重県企業庁管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第5(第11条関係)			別表第5(第11条関係)		
区分	事由	期間	区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
夏季休暇	(略)	(略)	夏季休暇	(略)	(略)
妊産婦の健康 診査及び保健 指導	妊産婦である会計年度任用職員が、庁長の定めるところにより、母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に定める保健指導又は同法第13条に定める健康診査を受け る場合	1日の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間			

妊娠中の通勤緩和	妊娠中の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
----------	---	---

別表第 6 (第 11 条関係)

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
妊娠疾病	女子の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(略)	(略)	(略)
骨髄等ドナー	(略)	(略)

備考 (略)

密 記

この管理規程は、令和11年4月1日から施行する。

妊娠中の通勤緩和	妊娠中の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
----------	---	---

別表第 6 (第 11 条関係)

区分	事由	期間
(略)	(略)	(略)
妊娠疾病	女子の会計年度任用職員が母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(略)	(略)	(略)
骨髄等ドナー	(略)	(略)
妊娠婦の健康診査及び保健指導	妊娠婦である会計年度任用職員が、庁長の定めるところにより、母子保健法第 10 条に定める保健指導又は同法第 13 条に定める健康診査を受ける場合	1 日の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
妊娠中の通勤緩和	妊娠中の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

備考 (略)

告 示

三重県告示第 340 号

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日

2450500828	レオール合同会社	津市庄田町 2812	MARCH	津市庄田町 2812	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和2年 3月1日
2450100306	AHCグループ株式会社	東京都千代田区岩本町二丁目 11 番 9 号イトーピア橋本ビル2階	アプリ児童デイサービス桑名中央	桑名市矢田磯 21-1 ライフページ 101	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和2年 3月1日
2450500836	株式会社M・Kプランニング	津市高茶屋六丁目 11 番 5 号	パル・キッズ・クラブ Next	津市高茶屋 6 丁目 11-9 アイム B-105	放課後等デイサービス	令和2年 4月1日
2452100072	一般社団法人おせっかい Labo	員弁郡東員町笹尾東一丁目 30 番 3	このて	員弁郡東員町笹尾東一丁目 30 番 3	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	令和2年 4月1日
2450300575	一般社団法人 COCOLO	鈴鹿市道伯 5 丁目 22 番 32 号	COCOLO	鈴鹿市道伯 5 丁目 22 番 32 号	放課後等デイサービス	令和2年 4月1日
2450300583	特定非営利活動法人クローバー	鈴鹿市南若松町 3524 番地の 1	児童発達支援・放課後等デイサービス クローバーの家	鈴鹿市西庄内町 4231 番地 2	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和2年 4月1日
2452700129	株式会社 音色	多気郡多気町相可 1038-6 カーサ・サニー101	放課後等デイサービス ねいろ	多気郡多気町相可 1038-6 カーサ・サニー101	放課後等デイサービス	令和2年 4月1日
2452700137	一般社団法人 医食同源みえ	伊勢市二見町松下 1757 番地 10 コーラルリーフ 21 603 号室	ここふる	多気郡多気町五桂 956	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和2年 4月1日
2450500588	NPO法人HA-HA-HA	津市新町 1 丁目 1 番 16 号 1F	子LAB	津市新町 1 丁目 1 番 16 号 1F	保育所等訪問支援	令和2年 4月1日
2452700020	社会福祉法人恩賜財団済生会支部三重県済生会	松阪市朝日町 1 区 15-6	済生会明和病院なでしこ 障害児通所支援事業所	多気郡明和町大字上野 435	居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	令和2年 4月1日
2450500844	株式会社 Arc Three	津市桜橋一丁目 640 番地	Gravity Link	津市桜橋一丁目 640 番地	放課後等デイサービス	令和2年 4月1日
2450300591	特定非営利活動法人なごみ	亀山市能褒野町 3-13	ナチュレなごみ	鈴鹿市伊船町 2840 番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和2年 4月1日
2451200154	社会福祉法人名張育成会	名張市美旗中村 2326 番地	いが児童発達支援センターれいあるは	伊賀市土橋 178 番地 1	児童発達支援センター、保育所等訪問支援	令和2年 4月1日
2450800319	合同会社心伸	伊勢市御菌町高向 2075 番地 5	あしあと	伊勢市御菌町高向 2075 番地 5	児童発達支援	令和2年 4月1日
2450800327	一般社団法人向日葵	伊勢市御菌町新開 85 番地	Peek-a-BooII	伊勢市辻久留町 542-57	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和2年 5月1日
2450700428	合同会社ほっこりんはうす	松阪市嬉野一志町 64 番地 100	放課後等デイサービスもぐすた	松阪市嬉野一志町 64 番地 100	放課後等デイサービス	令和2年 5月1日
2450500851	医療法人社団それいゆ	千葉県松戸市松戸 1147 番地涌井ビル5階	ソレイユキッズ津Sol	津市一志町田尻字川田 543 番地 1	児童発達支援	令和2年 5月1日
2451200022	有限会社T&F	伊賀市阿保 1151 番地	青山放課後児童デイサービスここみのひろば	伊賀市阿保 1151 番地	児童発達支援	令和2年 5月1日
2452100080	株式会社A-Y-	員弁郡東員町笹	でいず・りんく	員弁郡東員町笹尾	放課後等デ	令和2年

	A	尾東2丁目9-16		東3丁目3-5	イサービス	5月1日
2450200684	有限会社ラ・デ イッシュ	三重郡朝日町大 字小向 827 番地 19	ハッピーテラス 大矢知教室	四日市市蒔田 4 丁 目2番11号	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	令和2年 5月1日

三重県告示第 341 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支
援事業者から当該指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	廃 止 年 月 日
2451300145	株式会社フロ ンティア	名張市つつじが 丘北 2 番町 97 番 地	放課後等デイサ ービス結	名張市つつじが丘 北 2 番町 97 番地	放課後等デ イサービス	令和 2 年 3 月 31 日
2451200048	社会福祉法人 名張育成会	名張市美旗中村 2326 番地	いが児童発達支 援センターれい あるは	伊賀市平田 639 番 地（大山田保健セ ンター内）	児童発達支 援	令和 2 年 3 月 31 日
2450100058	株式会社 F L A T	四日市市下海老 町桜谷 383 番地 17	放課後等デイサ ービス L e a f くわな	桑名市江場 422 番 地 1	放課後等デ イサービス	令和 2 年 3 月 31 日
2450300385	特定非営利活 動法人なごみ	亀山市能褒野町 3-13	放課後等デイな ごみクラブ	鈴鹿市深溝町 1669 番地	放課後等デ イサービス	令和 2 年 3 月 31 日
2450100298	株式会社 W i s h	桑名市大字和泉 515 番地 1	放課後等デイサ ービスねくすと k u w a n a	桑名市大字小泉 952-5	放課後等デ イサービス	令和 2 年 4 月 30 日

三重県告示第 342 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所 在 地	医 師 氏 名	担当する障害分野
伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1 丁目 471 番 2	松 井 俊 樹	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害
名張市立病院	名張市百合が丘西 1 番町 178 番地	甲 嶋 一 喜	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
医療法人 博仁会 村瀬病院	鈴鹿市神戸三丁目 12-10	須 藤 隆 夫	肢体不自由
医療法人 慈心会 第一病院	北牟婁郡紀北町上里 225 番地 8	森 愛	音声言語機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登三丁目 2 番 1 号	曾 根 淳	肢体不自由
独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登三丁目 2 番 1 号	橋 本 美 沙	肢体不自由
独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登三丁目 2 番 1 号	村 上 あゆ香	肢体不自由
独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登三丁目 2 番 1 号	牧 江 俊 雄	肢体不自由
独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登三丁目 2 番 1 号	野 口 雅 弘	肢体不自由

	号		呼吸器機能障害
独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院	鈴鹿市加佐登三丁目 2 番 1 号	落 合 仁	肢体不自由
社会医療法人 峰和会 鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町 112 番地の 1	小 嶽 和 也	肢体不自由
国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174 番地	百 崎 良	平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害
医療法人 大仲会 大仲さつき病院	員弁郡東員町大字穴太 2000 番地	佐 藤 俊 昭	肢体不自由
医療法人 天神眼科医院	亀山市天神 2-10-38	奥 島 健太郎	視覚障害

三重県告示第 343 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の名称	所在地	医師氏名
医療法人 尚豊会 みたき総合病院	四日市市生桑町菰地 458-1	市 田 静 憲

三重県告示第 344 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 日 年 月 日
2410502849	株式会社 W E N O W	津市白塚町 1325 番地 14	Meらい	津市白塚町 1325 番地 14	居宅介護、重度訪問介護	令和 2 年 3 月 1 日
2410502864	株式会社 G T O コーポレーション	津市長岡町 82 番地 1	りんごの木	津市長岡町 109 番地 2	生活介護	令和 2 年 3 月 1 日
2410101089	一般社団法人 ブルースター	桑名市大字東方 1166 番地 2	あかつき	桑名市東方 3123 番地	生活介護	令和 2 年 3 月 1 日
2410502872	合同会社ハピネス	津市高茶屋小森町 1482-17	はっぴーたいむ	津市戸木町 7090-1	就労継続支援 B 型	令和 2 年 3 月 1 日
2410201947	株式会社 C R E E T E	四日市市川島町 5970-20	工房「手人」	四日市市川島町 5970-20	就労継続支援 B 型	令和 2 年 3 月 1 日
2410201939	ウェルビー株式会社	東京都中央区銀座 2 丁目 3 番 6 号	ウェルビー四日市センター	四日市市三栄町 3-15 小林ビル 1 階	就労移行支援	令和 2 年 3 月 1 日
2411400332	合同会社 J I N E N	いなべ市員弁町御園 193 番地 55	じねんケアサービス	いなべ市員弁町御園 193 番地 55	居宅介護、重度訪問介護	令和 2 年 4 月 1 日
2410301531	合同会社 W L	鈴鹿市中江島町 18 番 20 号アクティブステージ江島 301	訪問介護まやまや	鈴鹿市中江島町 18 番 20 号アクティブステージ江島 301	居宅介護、重度訪問介護	令和 2 年 4 月 1 日
2420301539	あんしん介護株式会社	鈴鹿市石薬師町 171 番地 7	さくらさくらホーム高塚	鈴鹿市高塚町 1451-52	外部サービス利用型共同生活援助	令和 2 年 4 月 1 日
2420502789	特定非営利活動法人あおば	津市城山一丁目 2524 番地 1	シェアホームいちご	津市高茶屋小森町 4031	共同生活援助	令和 2 年 4 月 1 日

2420301547	社会福祉法人 けやき福祉会	鈴鹿市石薬師町 字寺東 452 番地 68	グループホーム 鈴鹿清寿苑	鈴鹿市石薬師町 字西裏 2081 番地 4	日中サービス 支援型共同生活 援助	令和 2 年 4 月 1 日
2410301523	あんしん介護 株式会社	鈴鹿市石薬師町 171 番地 7	さくらさくら ホーム高塚	鈴鹿市高塚町 1451-52	短期入所	令和 2 年 4 月 1 日
2410301549	社会福祉法人 けやき福祉会	鈴鹿市石薬師町 字寺東 452 番地 68	短期入所セン ター鈴鹿清寿 苑	鈴鹿市石薬師町 字西裏 2081 番地 4	短期入所	令和 2 年 4 月 1 日
2411200708	社会福祉法人 洗心福祉会	津市本町 26 番地 13 号	短期入所生活 介護センター 伊賀シルバー ケア豊壽園	伊賀市久米町字 大木 872 番地 1	共生型短期入 所	令和 2 年 4 月 1 日
2410101089	株式会社 F L A T	四日市市下海老 町桜谷 383-17	生活介護事業 所 L e a f 桑 名	桑名市江場 422- 1	生活介護	令和 2 年 4 月 1 日
2410900233	株式会社アス リートプラス	鳥羽市鳥羽 3 丁 目 25-9	五っぼ	鳥羽市松尾町 937-34	生活介護、就 労継続支援 B 型	令和 2 年 4 月 1 日
2410201954	社会福祉法人 四日市福祉会	四日市市別名 3- 3-10	かすみヶ浦プ ルーミングハ ウス	四日市市富士町 8 番 5 号	生活介護、就 労継続支援 B 型	令和 2 年 4 月 1 日
2412800068	特定非営利活 動法人かもめ	度会郡南伊勢町 村山 1131 番地 2	支援センター かもめ	度会郡南伊勢町 村山 1131 番地 2	生活介護	令和 2 年 4 月 1 日
2410400317	社会福祉法人 安全福祉会	亀山市住山町字 大掛 590 番地 1	安全の里デイ サービスセン ター	亀山市住山町字 大掛 590 番地 1	共生型生活介 護	令和 2 年 4 月 1 日
2410301564	一般社団法人 トルーウェブ	鈴鹿市南若松町 字丁永 494 番地 26	生活介護ウイ ンド	鈴鹿市南若松町 字丁永 494 番地 26	生活介護	令和 2 年 4 月 1 日
2410301572	特定非営利活 動法人四季	鈴鹿市住吉 5 丁 目 7 番 1 号	生活介護えみ の里	鈴鹿市住吉 5 丁 目 7 番 1 号	共生型生活介 護	令和 2 年 4 月 1 日
2410301564	一般社団法人 トルーウェブ	鈴鹿市南若松町 字丁永 494 番地 26	就労支援 B 型 作業所サン	鈴鹿市南若松町 字丁永 494 番地 26	就労継続支援 B 型	令和 2 年 4 月 1 日
2410301556	特定非営利活 動法人 S c u d e r i a S U Z U K A	鈴鹿市国府町 7678 番地 23	グラツエ	鈴鹿市国府町 7678 番地 23	就労継続支援 B 型	令和 2 年 4 月 1 日
2410200584	社会福祉法人 四季の里	四日市市西日野 町 2806-1	みのり工房	四日市市西日野 町 5028-1	就労定着支援	令和 2 年 4 月 1 日
2410502880	特定非営利活 動法人どんぐ りの会	津市戸木町 7185 番地 1	就労継続支援 B 型施設 L i b e r t a	津市戸木町 7185 番地 1	就労継続支援 B 型	令和 2 年 5 月 1 日
2410301598	株式会社鈴鹿 A P	鈴鹿市南玉垣町 6899	就労継続支援 B 型ひかり事 業所	鈴鹿市南玉垣町 6899	就労継続支援 B 型	令和 2 年 5 月 1 日
2410800961	特定非営利活 動法人いせコ ンビニネット	伊勢市前山町 1522 番地 39	アイル	伊勢市倭町 75- 16	就労継続支援 B 型	令和 2 年 5 月 1 日
2410301606	特定非営利活 動法人コスモ ス	鈴鹿市国府町 2261-3	特定非営利活 動法人コスモ ス	鈴鹿市国府町 2261-3	就労継続支援 B 型	令和 2 年 5 月 1 日
2410502583	社会福祉法人 ぷろぼの	奈良県奈良市大 宮町 3-5-39	テクノパーク ぷろぼの津	津市羽所町 345 第一ビル 4 階西 E	就労定着支援	令和 2 年 5 月 1 日
2410100412	株式会社オア シス	桑名市参宮通 32 番地グランティ 桑名 2F	アクア	桑名市参宮通 32 番地グランティ 桑名 2F	就労定着支援	令和 2 年 5 月 1 日

三重県告示第 345 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410201194	株式会社出かけてみる会	四日市市桜台 1 丁目 17 番地 1	出かけてみる会	四日市市桜台 1 丁目 17 番地 1	居宅介護	令和 2 年 2 月 29 日
2410701441	有限会社やまざくら	松阪市塚本町 3 番地 3	手と手	松阪市塚本町 3 番地 3	就労継続支援 B 型	令和 2 年 2 月 29 日
2412720274	合同会社おもしろやり	多気郡明和町大字竹川 263 番地	さくら・介護ステーション斎宮	多気郡明和町大字竹川 263 番地	居宅介護、重度訪問介護	令和元年 12 月 31 日
2410700062	合資会社安心サポート山ゆりの里	松阪市飯高町田引 671	合資会社安心サポート山ゆりの里	松阪市飯高町田引 671	居宅介護、同行援護	令和 2 年 3 月 1 日
2410500041	ユリカ株式会社	津市大鳥町 435 番地 12	訪問介護いきこの郷ななくり	津市大鳥町 435 番地 12	居宅介護	令和 2 年 3 月 31 日
2410800086	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会	伊勢市御菌町長屋 2767	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会伊勢第二指定居宅介護事業所	伊勢市小俣町元町 536	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和 2 年 3 月 31 日
2411300482	株式会社桔梗	名張市さつき台 2 番町 48 番地	ヘルパーステーションききょう	名張市さつき台 2 番町 48 番地	居宅介護	令和 2 年 3 月 31 日
2410200634	セントケア三重株式会社	四日市市安島 1 丁目 7 番 12 号	セントケア北四日市	四日市市下さざらい町 5-17	重度訪問介護	令和 2 年 3 月 31 日
2410201251	株式会社ライフステージ	四日市市茂福町 1 番 21 号	居宅介護織りがみ・北ステーション	四日市市川北 1 丁目 11 番 11 号	重度訪問介護	令和 2 年 3 月 31 日
2420500056	社会福祉法人敬愛会	津市片田長谷町 226 番地	指定共同生活援助事業所森ホーム	津市庄田町 766	共同生活援助	令和 2 年 3 月 31 日
2410502690	特定非営利活動法人ヒカロニ	津市一志町高野 160 番地 168	しろうさぎの家	津市稲葉町 687 番地	就労継続支援 B 型	令和 2 年 3 月 31 日
2410800656	株式会社リッカ	伊勢市二見町荘 292-1	就労支援事業所「きのみ」	伊勢市二見町荘 292-1	就労移行支援	令和 2 年 3 月 31 日
2410200659	社会福祉法人四日市福祉会	四日市市別名 3 丁目 3-10	かすみヶ浦ブルーミングハウス	四日市市富士町 8 番 5 号	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援	令和 2 年 3 月 31 日
2410200782	社会福祉法人四日市福祉会	四日市市別名 3 丁目 3-10	ランチ・スプリング	四日市市別名 3 丁目 2-12	就労継続支援 A 型	令和 2 年 3 月 31 日
2410701805	NPO 法人ふくし・みらい研究会	志摩市阿児町鶴方 1980	障がい福祉サービス「マックス」	松阪市嬉野算所町 505	生活介護、就労継続支援 B 型	令和 2 年 3 月 31 日
2410900050	社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会	鳥羽市大明東町 2 番 5 号	鳥羽市社会福祉協議会就労継続（B 型）事業所「海の子」	鳥羽市松尾町 937 番地 34	就労継続支援 B 型	令和 2 年 3 月 31 日
2410300434	特定非営利活動法人コスモス	鈴鹿市国府町 2261-3	特定非営利活動法人コスモス	鈴鹿市国府町 2261-3	生活介護	令和 2 年 4 月 1 日

三重県告示第 346 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 30 の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者から当該指定一般相談支援事業の廃止の届出がありました。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2430501490	社会福祉法人三重県厚生事業団	津市一身田大古曾 670 番地 2	社会福祉法人三重県厚生事業団三重県いなば園	津市稲葉町 3989 番地	地域移行支援、地域定着支援	令和 2 年 4 月 1 日

三重県告示第 347 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 13 年 6 月 22 日 第 1 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事理事長 落合 浩美	津市一色町 211 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
小川 脩	■■■■■ ■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019527
新 幸大	■■■■■ ■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019528
内田 将之	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019529
磯部 真伸	■■■■■ ■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242017530

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
鈴木 満	■■■■■ ■■■■■	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2414018
赤塚 幸規	■■■■■ ■■■■■	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2422032
稲垣 博	■■■■■ ■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018486

三重県告示第 348 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン鈴鹿
鈴鹿市庄野羽山四丁目 3000 番地
 - 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
- | 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|---------------|-------------------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 池谷 幹男 |
- (変更後)
- | 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|---------------|-------------------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 長島 巖 |
- 3 変更年月日
令和2年4月1日
 - 4 変更理由
代表者の変更のため
 - 5 届出の日
令和2年5月14日
 - 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和2年5月29日から同年9月29日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 349 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和2年5月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
近鉄四日市駅前店舗ビル
四日市市諏訪栄町6番4号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
14,169 m²
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 m²
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000 m²以下となる年月日
令和2年2月29日
- 5 変更の理由
解体するため

三重県告示第 350 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の住所の変更）に対して同法第8条第1項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和2年5月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
桑名サンシパーク（Bゾーン）
桑名市大字大仲新田字屋敷152番地ほか53筆

- 2 桑名市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和2年5月29日から同年6月29日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 351 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により名張市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ぎゅーとらラブリー名張蔵持店
名張市蔵持町里 3330 番 ほか 10 筆
- 2 名張市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ア 店舗新設直後の時期や販売促進の期間等通常より多くの来店者が見込まれる場合において、隣接する公共施設「名張武道交流館いきいき」（以下「当該公共施設」といいます。）の駐車場に来店客が車両を駐車することがないよう必要な対策を講じること。また、来店客が当該公共施設の駐車場に駐車した場合の措置等について当該公共施設管理者とあらかじめ協議を行うこと。
 - イ 来店者の車両等により、歩行者や他の車両等の通行の安全に支障をきたす事態が生じた場合は、関係機関と協議し、必要な対策を講じること。
 - (2) 騒音の発生及び生活環境の保全に係る事項
 - （建設工事中における、周辺的生活環境の保全について）
 - ア 造成及び建設工事の際、三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）に定める建設工事に該当する工事及び作業がある場合には、同条例に基づく届出を行うこと。
 - イ 建設工事中においては、ばい煙及び粉じんの発生、騒音及び振動の発生並びに汚水の排出等により、周辺的生活環境を損なうことのないよう十分に注意すること。
 - ウ 関係者から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な措置を講じること。
 - （出店後における、周辺的生活環境の保全について）
 - 騒音及び振動の発生について
 - エ 三重県生活環境の保全に関する条例に定める騒音又は振動に係る指定施設を設置した事業場については、当該事業場の敷地境界において、同条例が定める騒音の規制基準（※1）及び振動の規制基準（※2）が適用されるため、この規制基準を遵守すること。
 - オ 荷さばき施設及び廃棄物収集場所の使用に当たっては、計画に基づく使用時間帯を遵守するほか、作業音の発生により敷地境界における騒音の規制基準を超過しないこと。
 - カ 騒音や振動を発生する施設については、適正な点検の実施及び使用方法の遵守により異常な騒音や振動を発生させることのないこと。また、これらの施設以外についても、不適正な設置方法又は使用方法により異常な騒音や振動を発生させることのないこと。

※1 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音の規制基準

昼間 (8時から19時まで)	朝 (6時から8時まで) 夕 (19時から22時まで)	夜間 (22時から翌朝6時まで)
60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

※2 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく振動の規制基準

昼間 (8時から19時まで)	夜間 (19時から翌朝8時まで)
65 デシベル	60 デシベル

駐車場の利用方法について

キ 三重県生活環境の保全に関する条例第 15 条により、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 17 年三重県規則第 39 号）第 15 条において定められた規模以上の駐車場（※3）を管理する事業所では、当該事業場の利用者に対し、駐車中の自動車等の原動機の停止（アイドリングストップ）について、看板、放送、書面等により周知しなければならない。ついては、この周知について遵守すること。

※3 三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 15 条において定められた規模以上の駐車場

自動車等の駐車のために供する面積が 500 m²以上又は自動車の駐車台数が 40 台以上である駐車場

その他

ク 建設予定地が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく用途地域に該当しないため、空調機、室外機等を設置する場合、これらが三重県生活環境の保全に関する条例に定める騒音、または振動に係る指定施設に該当するか否かを確認し、該当する場合には同条例に基づく設置等の届出を行うこと。

ケ 店舗敷地より排出される汚水等については、浄化処理が行われないまま公共用水域に排出されることのないよう適正な処理を行うこと。

コ いわゆる光害により周辺の生活環境を損なうことのないよう、敷地内の照明施設の設置方法について配慮すること。

サ 関係者から苦情があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

(3) 廃棄物に係る事項

（造成及び建設中に発生する廃棄物処理について）

ア 造成及び建設中に発生する廃棄物については、関係法令を遵守し適正に処理すること。

イ 関係者から苦情があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

（事業活動により発生する廃棄物処理について）

ウ 名張市では、ごみゼロ社会の実現に向けて排出事業者に対し、廃棄物の抑制及びリサイクルの協力要請を行っていることから、ごみについては減量化及び資源化に極力努めること。

エ ごみは自己搬入するか、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬許可業者に依頼する等、法令を遵守して適正に処理すること。

オ 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理及び排出計画を作成し、いつでも提示できるよう保管すること。

カ 資源となるびん類、缶類、ペットボトル、紙類等については、自ら分別し伊賀南部クリーンセンターに持ち込むなどごみの減量化及び資源化に積極的に取り組むこと。

キ 名張市ではごみ袋の透明化を実施しているため、レジ袋についても中身の見える袋（透明又は半透明の袋）の使用に極力努めること。なお、容器包装廃棄物の多数を占めるレジ袋の排出抑制策などを検討し、環境に配慮した事業活動に努めること。

ク ごみの発生抑制において、可能な限り過剰包装の自粛に努めること。

ケ カラスや猫等にごみを荒らされないよう、適正に保管及び管理を行うこと。

コ 関係者等から苦情等があった場合は、速やかに誠意をもって適切な処置を講じること。

サ 駐車場の敷地内における散乱ごみの対応について、清掃等の管理を行い、管理者の責任において適正に処理すること。

(4) 青少年健全育成への影響に係る事項

次代を担う青少年の健全育成を願い、地域、学校、行政、警察等が一体となった「名張少年サポートふれあい隊」が非行防止及び有害環境浄化を目的にパトロール活動を通じて青少年に「愛のひと声」をかけている。

（仮称）ぎゅーとらラブリー名張蔵持店の新設後において、青少年が施設内に集まり迷惑をかける行為があれば、名張市教育委員会事務局文化生涯学習室へ連絡するとともに「名張少年サポートふれあい隊」が実施するパトロールに協力すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 5 月 29 日から同年 6 月 29 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 352 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 六軒鎌田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市久保田町字里廻り 448 番 1 地先から 松阪市久保田町字里廻り 445 番 1 地先まで	旧	10.0~36.9	21.6
	新	37.1~44.7	21.6

公 告

令和 2 年第 1 回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 2 年 5 月 29 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
中村 高之	津市	津市白山町二本木田子 4883-1 ほか 2 筆
有限会社 イケダグリーン	津市	津市白山町北家城高瀬 1138 ほか 57 筆
農業生産法人 有限会社 中村農産	松阪市	松阪市西黒部町 3958-1 ほか 7 筆
農事組合法人 コスモス	松阪市	松阪市藤之木町字黒部 1529 ほか 1 筆
農事組合法人 西肥留営農組合	松阪市	松阪市舞出町字保登田 449-2 ほか 2 筆
株式会社 北川らいた	松阪市	松阪市嬉野見永町字川久保 859-1 ほか 6 筆
株式会社 十八共生会	松阪市	松阪市中ノ庄町字南浦 267 ほか 2 筆
株式会社 芭蕉農産	伊賀市	伊賀市山畑太尾 1705 ほか 55 筆
農事組合法人 三重伊賀里山整備活用組合	名張市	名張市赤目町星川 1062 ほか 32 筆
杉田 良信	名張市	名張市八幡 2196-1 ほか 4 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 2 年 5 月 29 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業（農業生産法人等育成型）稲生地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和2年5月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年6月1日から同月26日まで
- 3 縦覧の場所
鈴鹿市役所産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸一丁目18-18）

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
